十 監 第 45 号 令和5年8月18日

十日町市長 関 口 芳 史 様

十日町市監査委員 水 落 雅 史 十日町市監査委員 髙 橋 俊 一

令和3年度十日町市普通会計財政健全化再審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、再審 査に付された令和3年度十日町市普通会計財政健全化審査に対する意見を次の とおり提出します。

令和3年度十日町市普通会計財政健全化再審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化再審査は、市長から修正のため再提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の期間

令和5年7月26日から令和5年8月4日まで

3 審査の結果

(1) 総合意見

再審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

なお、健全化判断比率は、下表のとおりであり、将来負担比率が修正となっている。

(単位:%)

健全化判断比率 令和3年度		令和2年度	増減	早期健全化	
区 分	修正前	修正後	7 和 2 平皮	頃	基準
①実質赤字比率		_	_	_	12. 45
②連結実質赤字比率		_	_	_	17. 45
③実質公債費比率	12. 2	修正なし	11.9	0.3	25. 0
④将来負担比率	106. 2	104.6	103. 1	1.5	350.0

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「一」で表示される。

(2) 個別意見

- ① 実質赤字比率について 実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。
- ② 連結実質赤字比率について 連結実質赤字額が生じていないため、前年度と同様に該当がなかった。
- ③ 実質公債費比率について 実質公債費比率は12.2%で、前年度と比べて0.3ポイント増加した。 早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回り良好な状態である。
- ④ 将来負担比率について 将来負担比率は104.6%で、前年度と比べて1.5ポイント増加した。 早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回り良好な状態である。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項なし。